

改正

平成17年4月1日倉吉市総務部長決裁  
平成26年3月25日倉吉市総務部長決裁  
平成27年4月1日要綱  
平成27年8月1日要綱  
平成30年5月1日要綱  
平成31年2月18日要綱  
令和2年1月20日要綱  
令和4年4月1日要綱  
令和6年3月22日倉吉市総務部長決裁  
令和7年9月11日倉吉市総務部長決裁  
令和8年3月2日倉吉市総務部長決裁

倉吉市自主防災組織防災資機材等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市自主防災組織防災資機材等整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、倉吉市自主防災組織育成要綱（平成16年3月29日倉吉市長決裁。以下「育成要綱」という。）第6条第2号に規定する育成方針に基づき、自主防災組織（育成要綱第4条の規定により登録された自主防災組織をいう。以下同じ。）に対し、防災資機材の整備等に対する補助金を交付することにより、地域の防災力を強化し、災害による被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 各年度に1組織に交付する補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費の額に、第3欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の第5欄に定める率を乗じて得た額の合計額（100円未満に端数があるときは、その端数を切り捨てた額、また同表の第6欄に定める額を上限とする。）以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付申請は、補助事業の実施前に行わなければならない。また、補助金が交付されるべき年度の3月20日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、補助事業に係る見積書の写し（防災訓練物品購入事業を除く。）及び防災訓練の実施に係る計画書（防災訓練物品購入事業に限る。）とする。

（交付決定の時期等）

第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から7日（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第5条の2 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第4条の規定は、変更等の承認について準用する。

（着手届を要しない場合）

第6条 規則第11条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了の日から5日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、補助事業に係る領収書の写し、購入又は整備した防災資機材等の写真及び防災訓練の実施に係る報告書（防災訓練物品購入事業に限る。）とする。

（その他）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日倉吉市総務部長決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日倉吉市総務部長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日要綱）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月1日要綱）

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成30年5月1日要綱）

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成31年2月18日要綱）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年1月20日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日倉吉市総務部長決裁）  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月11日倉吉市総務部長決裁）  
この要綱は、令和7年9月11日から施行する。

附 則（令和8年3月2日倉吉市総務部長決裁）  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 区分	4 内容	5 補助率	6 補助限度額
防災資機材整備事業	第3欄に掲げる区分に応じる第4欄に掲げる内容の防災資機材の購入に要する経費	消火用	消火用ホースその他放水用具及び附属品として市長が認めるもの	50%	50,000円 (ただし、2以上の自治公民館により自主防災組織1組織が結成されている場合にあっては、自主防災組織を構成している自治公民館数に50,000円を乗じて得た額)
		水防活動用	水防活動に必要な資機材として市長が認めるもの		
		安全装備用	ヘルメット、防火衣その他安全装備用具として市長が認めるもの		
		救出救助用	ジャッキ、担架その他救出救助用具として市長が認めるもの		
		情報伝達用	メガホン、トランシーバーその他情報伝達用具として市長が認めるもの		
		活動用	腕章、活動服その他活動用具として市長が認めるもの	20%	
防災備蓄品購入事業	第4欄に掲げる内容の備蓄品の購入に要する経費	備蓄品の購入	自主避難所を主体的に運営する自主防災組織が避難者に提供するための備蓄品の購入に必要な経費（防災資機材整備事業、防災資機材格納倉庫整備事業及び防災訓練物品購入事業に該当する経費を除く。）として市長が必要と認めるもの	50%	

防災資機材格納倉庫整備事業	第4欄に掲げる倉庫の新築又は修繕に要する経費（70万円未満のものに限る。）で倉吉市自治公民館施設整備費補助金の交付対象とならないもの	防災資機材の保管	防災資機材の保管のための倉庫の新築又は修繕で市長が必要と認めるもの	16%	
防災訓練物品購入事業	第4欄に掲げる内容の訓練物品の購入等に要する経費	訓練物品の購入等	訓練の実施に必要な経費（防災資機材整備事業、防災備蓄品購入事業及び防災資機材格納倉庫整備事業に該当する経費を除く。）として市長が必要と認めるもの	50%	
まるごとまちごとハザードマップ推進事業	第4欄に掲げる内容の標識の設置に要する経費	標識の設置	水害関連標識の設置に必要な経費として市長が必要とみとめるもの	50%	

1 事業計画（報告）書

（1）目的及び理由

（2）事業概要

補助事業及び区分	内容	数量	保管場所	備考

（3）事業完了（予定）時期

年 月 日

2 収支予算（決算）書

（単位：円）

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
計		計	

第 年 月 日 号

様

倉吉市長

年度倉吉市自主防災組織防災資機材等整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書で申請のあった 年度倉吉市自主防災組織防災資機材等整備費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

年度（防災資機材整備・防災備蓄品購入・防災資機材格納倉庫整備・防災訓練物品購入）事業

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

補助事業及び区分	交付対象経費	交付決定額
	円	円
	円	円
	円	円

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市自主防災組織防災資機材等整備費補助金交付要綱第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。